

6 消安第 2943 号
6 農産第 2019 号
令和 6 年 8 月 8 日

関東農政局消費・安全部長 殿
生産部長 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長
農産局果樹・茶グループ長

中国産なし・りんご花粉の使用自粛と今後の栽培における留意事項及び実態調査への協力依頼

令和 5 年 8 月、中国における火傷病の発生情報に基づき、我が国への火傷病菌の侵入及び蔓延の防止に万全を期すため、本菌が付着するおそれのある植物（花粉を含む）について、中国からの輸入を停止し、中国産花粉の在庫を買い上げるとともに、その使用の自粛をお願いしたところです。

そのような中、今般、資材業者から複数県の JA 等に中国産花粉が販売され、園地において使用されたことが判明しました。中国産花粉の使用自粛をお願いし、各産地が火傷病の発生防止に万全を期す中、今回の事案が生じたことは大変問題であると考えています。

つきましては、各産地における中国産花粉の使用の有無について早急に確認を行うとともに、あらためて中国産花粉の使用自粛について周知の徹底及び指導を行うように、また、下記の対応等により令和 7 年産の人工授粉用のなし・りんご花粉の確保を図るように、管内各県への周知及び指導をお願いします。

加えて、再発防止及び状況確認のため、別添調査実施要領による実態調査の実施について、管内各都道府県に対して依頼いたしますようにお願いします。

記

- 1 花粉の入手時には、国産・外国産に関わらず産地や生産年をよく確認し、出所の不明なものや中国産と疑われるような花粉を使用しないこと。
- 2 令和 7 年産のなし・りんご生産に当たり、各産地において、花粉の共同調製、共同採取、花粉採取専用樹の確保等の取組により、必要な花粉を確保すること。
- 3 令和 7 年産のなし・りんご生産に当たり、産地内の花粉の必要量が確保できるように、産地内で融通する、また、産地内で花粉の必要量を確保できない場合は、産地間で融通する等の協力をすること。
- 4 これらの取組を行っても花粉の必要量を確保できない場合には、農林水産省に相談すること。

以上